

令和6年度 平塚市子どもの家見守る人 採用試験案内

1 平塚市子どもの家とは

子どもに伸び伸びとした遊び場を与えるとともに、遊びを通じて自主性、創造性及び連帯感をはぐくむために設置された施設で、市内に4館あります。

木のぬくもりがあるログハウス作りで、屋外広場の他に屋内にはアスレチックや遊具などがあり、多くの子どもたちに利用されています。

2 子どもの家見守る人とは

見守る人は、利用者が遊んでいるのを見守るほか、施設内巡回、遊びの指導、危険な遊びの注意、緊急時の対応、利用受け・電話対応・遊具貸出などの事務、施設内清掃等の維持管理などが主な仕事となります。

また、災害発生時や緊急時には、市の職員として対応に当たっていただきます。

◆市内子どもの家

名 称	位 置	電話番号
平塚市横内子どもの家	平塚市横内2517-1	0463-53-1430
平塚市山城子どもの家	平塚市山下2-1-20	0463-35-8893
平塚市みなと子どもの家	平塚市高浜台27-5	0463-23-2815
平塚市大野子どもの家	平塚市中原3-5-22	0463-32-6960

3 募集職種等

受験区分	採用予定 人数	職務内容・配属先	学歴・資格要件
子どもの家見守る人	1名	〈職務内容〉 利用者の見守り、施設維持管理、 利用受け、電話対応等事務など 〈配属先〉 横内子どもの家	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校を卒業又は同程度の学力を有する方 ・子どもが好きな方 ・土日祝出勤可能な方 ・年齢不問

※応募人数が採用予定人数に達しない場合でも、基準に満たない場合は不合格となることがあります。ただし、上記にかかわらず、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 平塚市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込み手続

提出書類	平塚市パートタイム会計年度任用職員 受験申込書(以下、申込書) 市ウェブサイト「子どもの家」からダウンロードし、両面(A4 サイズ)で印刷してください。 申込書に必要事項を記入し、写真を貼り、申込み時に持参してください。 ※申込書は青少年課窓口及び子どもの家でも配布しています。
申込み期間	令和6年3月27日(水)から4月10日(水)まで(土、日曜日、祝日は除く) 受付は午前9時から午後5時まで。 <u>申込み時に日程調整の上、採用試験(面接)を実施します。</u> <u>採用試験(面接)は4月16日(火)～17日(水)の期間で実施します。</u> ※申込みに来られる際には、事前に青少年課まで電話連絡をお願いします。
申込み場所	平塚市役所本館1階 A104窓口 青少年課 ※子どもの家では受け付けません。
注意事項	・本人確認のため、代理人による提出はできません。 ・提出書類に不備がある場合は受付できません。
申込み先 問い合わせ先	平塚市健康・こども部青少年課青少年育成担当 〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 電話 0463-71-5950(直通) ※子どもの家では試験に関する問い合わせは受け付けていません。

5 選考

	内容
採用試験	書類選考 面接試験(15分程度を予定)
合格発表	4月19日(金) 合否決定通知を発送予定。到着は郵便事情により異なります。 ※電話等による合否の問い合わせにはお答えできません。

6 選考結果の開示

選考の結果は、受験者本人の口頭による開示請求ができます。受験者本人が受験票をお持ち上、青少年課(平塚市庁舎本館1階 A104窓口)まで直接お越しください。

なお、受付時間は平日の午前8時30分から午後5時まで(土・日曜日、祝日は除く。)で、電話等による請求では開示できません。

- (1) 口頭による開示の請求ができる項目
不合格者の順位
- (2) 口頭による開示の請求ができる期間
合否の発表の日から1か月間

7 合格から採用まで

採用日は令和6年5月1日付けとなります。

※但し、勤務日は子どもの家見守る人の中で調整して実施します。

8 勤務条件、勤務時間等（令和6年4月1日現在）

（1）勤務時間等

勤務日数	月8日 ※主事1名と見守る人5名のローテーション制(各館2名常駐) ※月によっては8日を超える場合があります。	
勤務時間	4～9月 午前8時45分～午後5時30分 午前9時45分～午後5時30分 10～3月 午前8時45分～午後5時 午前9時45分～午後5時 ※1時間の休憩時間を含みます。	土・日曜日、祝日、市内小・中学校の学年始休業、夏季休業、秋季休業、冬季休業、学年末休業期間は午前8時45分から始業
休日	休館日（毎月第3日曜日）、年末年始ほかシフト表による	
休暇	平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例に基づき年次休暇、病気休暇、特別休暇等があります。	

（2）報酬月額等

報酬月額	4～9月 63,650円 10～3月 58,935円
時間外勤務	・午前8時45分～午前9時45分までの1時間の勤務は時間外手当として支給します。 ・月の勤務が8日間を超過した場合等に支給します。

※市の基準により通勤手当を支給します。

※給与改定等により報酬額が変更になる場合があります。

※時間外単価は年度によって変動する場合があります。

（3）雇用期間

雇用期間は1年度以内(勤務成績が良好で、かつ必要な場合に限り、再度の任用4回、最長令和11年3月31日まで)

（4）兼業について

原則として、兼業の制限はありませんが、年次休暇等を取得しての兼業はできません。

(届出が必要になる場合があります)

9 その他

- (1) 応募資格を満たしていない場合又は提出書類に不備がある場合は、受付できません。
- (2) 受験に際して平塚市が収集する個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (3) 受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。
- (4) この試験に関して提出された書類は、返却しません。
- (5) 申込み及び採用試験のため来庁される際は公共交通機関をご利用ください。来庁時に、平塚市庁舎及び文化ゾーン駐車場を利用した場合、料金の減免はありません。

